

各都道府県知事
各指定都市市長
各人事委員会委員長 } 殿

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

フレックスタイム制を拡充することに伴う条例参考例等の送付について(通知)

一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第2号)により一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成6年法律第33号)が改正され、本年4月1日から施行されます。

これに伴い、人事院規則15-14-31等が公布され、本年4月1日から施行されます。また、同規則等の運用通知についても発出されましたので、別添のとおり、お知らせします。

今回のフレックスタイム制の拡充は、ワークライフバランスの充実による職員の意欲や士気の向上、効率的な時間配分による超過勤務の縮減が期待されるなど、公務能率の運営に資するものです。また、働き方改革の推進、特に育児・介護を行う職員への対応や、徴税事務など時間外における勤務への対応等様々なニーズも考えられます。このため、各地方公共団体においては、まずは、条例により制度を設けていただくことが重要と考えています。

つきましては、各地方公共団体においてフレックスタイム制を拡充する際に改正の必要がある下記条例参考例を別紙のとおり作成しましたので、併せて送付します。

条例等の改正に際しては、別紙条例参考例を参考とするほか、国家公務員における関連法及び別添の人事院規則等の改正内容を踏まえるとともに、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下、労基法という。)を遵守し、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

なお、地方公務員のフレックスタイム制は、地方公務員法第58条第4項により読み替えて適用する労基法第32条の2(一か月単位の変形労働時間制)に基づく制度であることを申し添えます。

また、労基法の規定により国家公務員と異なる取扱いとなる点など、運用上の留意事項については、別途、情報提供する予定です。

おって、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットホームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

記

- 1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(案)(平成6年8月5日自治能第65号)
- 2 職員の育児休業等に関する条例(案)(平成4年2月13日自治能第20号)
- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(例)(平成12年7月12日自治公第16号)

連絡先

公務員課公務員第四係 安達、西口、川崎
電話 03-5253-5544(直通)